

東京 e スポーツフェスタ 2022 出展規定

1. 実施概要

名 称：東京 e スポーツフェスタ 2022

会 期：2022 年 1 月 28 日（金）から 30 日（日）

会 場：東京ビッグサイト 南 1・2 ホール、

公式 WEB サイト及び動画配信チャンネル

※オンライン商談予約システムは 2022 年 1 月 21 日（金）から使用可能

※出展事業者紹介ページは 2022 年 2 月 28 日（月）まで掲載

主 催：東京 e スポーツフェスタ 2022 実行委員会

運 営：東京 e スポーツフェスタ 2022 運営事務局（以下「事務局」という）

2. 出展対象

都内に所在する e スポーツ関連産業における企業・個人事業者、e スポーツ関連の学校法人・各種学校など

3. 事務局

本規定における「事務局」とは「東京 e スポーツフェスタ 2022」（以下、「本フェスタ」という。）の主催者及び、株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズ・株式会社 ADK クリエイティブ・ワンが組織する本フェスタの事務局を指します。

4. 契約の成立

事務局が申込書を受領後、確認・審査のうえ承認。本出展の契約が成立するものとします。契約成立後、御請求書が発行・送付されます。出展が適当でないと主催者が判断した場合、申し込みをお断りする場合があります。

5. 出展の申込み

(1) 申込期限 2021 年 11 月 30 日（火）

(2) 申込方法 表面の出展申込書に必要事項をご記入の上、Email に本書を添付し申し込みください。

(3) 出展料金の支払い期限 12 月 15 日（水）までに指定の口座にお振込みください。

(4) 振込に係る手数料は出展事業者負担とさせていただきます。

(5) 海外からの送金によるお支払いはお断りさせていただいております。

(6) 各プランで提供するメニューを利用しない場合も、出展料金は減額しません。

6. 出展のキャンセル

本出展の契約後、キャンセルも認めますが出展料金の返金は出来かねますのでご承知おきください。出展のキャンセルまたは変更がある場合、申込者はその旨を事務局に Email や電話等で通知してください。

7. 小間位置の決定（ハイブリッド出展のみ）

(1) 出展者説明会で東京ビッグサイトにおける小間位置をご案内いたします。

(2) 出展申込後に希望の小間位置をお伺いしますが、希望に添えない場合がございます。

(3) 展示効果の向上のために、事務局側で小間図面の変更、小間の再配置を行うことがあります。

(4) (3)により小間位置を変更した場合においても、出展事業者は小間位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。

8. 利用環境

オンライン展示会を利用いただくにあたっての通信環境や機材（コンピュータ、通信機器、ウェブカメラやマイク等）等はすべて出展事業者自身でご用意ください。なお、ご用意いただいた機材によるトラブルや機

会損失に関して、主催者は一切の責任を負わない事とします。

9. 転貸の禁止

出展プラン及び、配置決定小間の全部又は一部を転貸、売買、交換または譲渡することはできません。

10. 共同出展

- (1) 共同で出展を申し込む場合は、1社が代表して申込み、出展料金を支払ってください。※申し込みの際に必ず事務局へご相談ください。
- (2) 事務局に申請なく、または、事務局に通知した共同出展者と異なる企業が共同出展していることが認められた場合は、出展を中止し撤去を求めることがあります。

11. オンライン出展事業者のログインURLの管理

- (1) 主催者は各出展事業者へオンライン展示会における展示ブース設計、運用の為の出展事業者ログインURLを付与します。
- (2) 出展事業者は、自己の責任において、オンライン展示会に係る出展事業者ログインURLを適切に管理するものとします。
- (3) 出展事業者は、いかなる場合にも、出展事業者ログインURLを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。主催者は、付与したログインURLでログインした場合、その出展事業者自身による利用とみなします
- (4) 出展事業者ログインURLが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、主催者に故意又は重大な過失がある場合を除き、主催者は一切の責任を負わないものとします。

12. 販売について（ハイブリッド出展のみ）

現金と引き換えに出展物又はその他の物品を即売することは事務局に申請の上、販売を可能とします。飲食の販売を行う場合、即売できる商品は保健所が定める臨時販売の範囲であり、法令による温度管理が必要な食肉製品、魚肉製品、牛乳、生クリーム、豆腐の販売は禁止します。ただし所轄保健所へ申請を行い、許可された出展事業者は販売を可能とします。許可証（複写）は事務局にご提出いただきます。

13. 出展物の設置及び撤去（ハイブリッド出展のみ）

- (5) 出展者は、後日事務局より通知された時間内に出展物などの会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (6) 出展者は、小間内の出展物の設置を、会期初日の午前11時00分までに完了させるものとします。
- (7) 出展者が(2)の時刻までに自社の小間を占有しなければ、事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が使用できる権利を有するものとします。
- (8) (3)により契約を解除した出展者は、同日に解約した場合のキャンセル料として、出展料全額に相当する金額を支払うものとします。
- (9) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動及び搬入の際は、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (10) 出展者は、小間内の出展物、装飾品等を、後日事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により事務局が撤去します。

14. 展示場の使用（ハイブリッド出展のみ）

- (1) 会場内での裸火の使用や消防法における危険物の持込、リチウムイオン電池を用いた機器の実演(ドローンなど)は禁止です。ただし、所轄消防庁が出展物の実演のためにやむを得ないと判断したものについては、禁止行為の解除を行うことができますので、事前に事務局にご相談ください。
- (2) 実演または他の宣伝営業活動は、すべて自社展示小間内において行うものとします。
- (3) 出展者は、実演又は宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないように責任を持つものとします。

- (4) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行うことはできません。
- (5) 事務局は、近隣の小間の出展者から苦情が出た場合、事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合には、当該小間の出展者は、その変更の求めに応じるものとします。
- (6) 事務局は、出展に係わる音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物又は展示会の目的と両立しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (7) 事務局は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。
- (8) 主催者は、(6) 及び(7)による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

15. 主催者の管理と免責（ハイブリッド出展のみ）

- (1) 主催者は、会場の安全管理について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うものとしませんが、出展物の管理及び保全については、各出展者の責任のもと行ってください。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害（盗難、紛失、火災、損傷等）について、一切の責任を負わないものとします。

16. 出展に関する基本情報

- (1) 出展事業者は、出展申込書の入力内容のうち、企業の概要、出展する製品、技術等に関する内容などについて主催者がホームページ・公式 SNS 等へ転載する事に同意するものとします。
- (2) 出展事業者は、事務局が実施するアンケートを必ず提出するものとします。
- (3) 出展事業者は主催者に対し、自己の展示会出展に係る行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権、その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げないことに同意するものとします。
- (4) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展事業者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様に同意するものとします。

17. 禁止事項

円滑な運営を行うため、出展事業者は以下の事項および主催者が故意な運営妨害ととらえる行為を禁止いたします。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- (4) 主催者、ほかの出展事業者、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (5) 主催者のサービス・運営を妨害するおそれのある行為
- (6) 不正アクセス、またはこれを試みる行為
- (7) 他に出展事業者に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (8) 不正な目的を持って本サービスを利用する行為
- (9) 他に出展事業者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (10) 他に出展事業者に成りすます行為
- (11) 主催者が許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (12) 面識のない異性との出会いを目的とした行為
- (13) 主催者のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為

(14)その他、主催者が不適切と判断する行為

18. 利用制限および登録抹消

- (1) 主催者は、出展事業者が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、出展事業者に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または出展事業者としての登録を抹消することができるものとします。
 - a. 本規定のいずれかの条項に違反した場合
 - b. 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - c. 料金等の支払債務の不履行があった場合
 - d. 主催者からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
 - e. その他、主催者が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
- (2) 主催者は、本条に基づき主催者が行った行為により出展事業者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

19. 損害賠償

- (1) 出展事業者（従業者等、委託先等を含む関係者を含む）が、本展示会における出展に関連して起こした障害、損害等について、事務局は理由の如何を問わず、一切の責任を負いません。
- (2) 本展示会で出展するコンテンツ等の権利処理については、出展事業者各自の費用と責任で行うものとします。また天災その他の不可抗力により発生した事故（盗難、紛失、火災、損傷等）については、事務局は賠償の責を負いません。
- (3) 出展事業者は主催者に対し故意、過失問わず損害を与えた場合、すべての責任を負うこととし、相応の賠償を行うこととします。
- (4) 出展事業者は自己の責任において自社情報や展示物を公開するものとし、それらを用いて主催者が行う広報活動等において損害が生じた場合については一切の責任を負わない事とします。
- (5) 主催者はやむを得ない事由がある場合、出展事業者を募集する際に公開した情報の一部を変更する場合があります、その場合でも主催者は一切の責任を負わない事とします。
- (6) 主催者は主催者が提供する出展環境（ツールや施策含む）に関して、出展事業者側の都合により一部または全部を活用できなかった場合でも、一切の責任を負わない事とします。

20. 本フェスタの中止・変更

- (1) 以下の場合により、主催者は本フェスタの開催及び継続が不可能若しくは困難であると判断した場合、展示会を中止、会期の短縮および会期日程を変更することがあります。ただし、この場合には、事務局が既に受領した出展料金は出展事業者へ返金しません。尚、出展事業者が上記の各事由に基づく本展示会の延期、会期変更又は中止によって損害を被った場合でも、事務局は出展事業者に対し何ら責任を負わないものとします。
 - a. 本フェスタが開催される土地建物が利用できなくなった場合および開催に不適切と主催者が判断した場合
 - b. 本フェスタに係わるコンピュータ・システムの点検を緊急に行う場合
 - c. コンピュータ、通信回線等が事故などを理由に停止した場合
 - d. 政府、行政および公的機関によるイベントの自粛要請、自粛検討、自粛命令、中止要請、中止検討、中止命令などにより主催者が開催は適切でないと判断した場合
 - e. 不可抗力的事由により開催ができなくなった場合若しくは開催が適切ではないと主催者が判断した場合
- (2) 前項の不可抗力的事由とは、台風、豪雨、暴風、水害、地震などを含む天災地変、感染症の大規模流行、疫病、公衆衛生リスク、交通機関の遅延・運休、戦争、内乱、テロ、ストライキその他、主催者

の責任と言えない事由を指します。

- (3) 申込者はいかなる場合でも、その決定により被った損害を主催者に対して請求できないものとする。また主催者はいかなる場合でも、これによって生じる損害、費用の増加、その他出展事業者が生じた不利益的な事態については責任を負わないものとします。
- (4) (1)の理由により、東京ビッグサイトにおける展示会の開催を会期前に中止し、オンライン展示会のみ開催した場合、出展者が支払った出展料金のうち、オンライン展示会相当金額及びオプション金額を差し引いた残りの金額を返金するものとします。ただし、令和4年1月27日以降に(1)の事由により中止となった場合は返金しないものとします。

21. その他

- (1) 主催者又は運営事務局と出展事業者、来場者（視聴者）、関係者との間で解決できない事項が発生した場合、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。
- (2) その他、展示会の運営詳細は後日送付する出展事業者マニュアル（詳細スケジュール・事前セミナー等のご案内全般）及び出展事業者説明会によってお知らせします。

22. 規定の遵守

出展者は、出展の申込をもって、主催者が定める展示会の実施に係る規定を遵守することに同意するものとします。

<中小企業者の定義>

製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下の業種を除く） 資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下

卸売業 資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下

サービス業 資本金 5000 万円以下又は従業員 100 人以下

小売業 資本金 5000 万円以下又は従業員 50 人以下

ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） 資本金 3 億円以下又は従業員 900 人以下

ソフトウェア業又は情報処理サービス業 資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等

<個人情報の取り扱いについて>

東京 e スポーツフェスタ 2022 実行委員会は、本フェスタでご登録いただきます参加者及び出展者の個人情報を、下記のとおり取り扱います。

なお、実行委員会は、本フェスタを円滑に運営するため、企画・運営を株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズに委託します。

取得目的：皆さまの個人情報は、本フェスタの運営にのみ使用します。

個人情報管理責任者：東京 e スポーツフェスタ 2022 実行委員会

第三者委託：皆さまの個人情報の取得・管理・使用を、実行委員会から本フェスタの企画・運営を行う株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズに委託します。

株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズ プライバシーポリシー

<https://www.adk.jp/privacy/>

第三者提供：皆さまご本人の同意なく、個人情報を第三者に提供することはありません。

運営事務局に皆さまの個人情報をご提供いただくことは、皆さまの任意に基づくものですが、ご提供いただけ

ない場合、競技大会への参加、出展をお断りすることがございます。

個人情報に関する問い合わせについては、下記までお問い合わせください。

東京 e スポーツフェスタ 2022 実行委員会事務局

(東京都産業労働局商工部経営支援課)

TEL:03-5320-4887 Mail : tokyoe-sportsfesta@outlook.jp

対応時間 9:00-17:45※土日祝・年末年始(12月29日~1月3日)を除く

出展など運営全般に関することは、下記までお問い合わせください。

東京 e スポーツフェスタ 2022 運営事務局 展示会窓口

TEL : 03-6416-9603 Mail : exhibit_info@tef2022.jp

対応時間 10:00-18:00※土日祝・年末年始(12月29日~1月3日)を除く